

特定受託事業者に係る 取引の適正化等に関する法律（フリーランス法） の施行について

【令和6年11月1日施行】

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課
雇用環境改善・均等推進指導官

背景

- 近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及。特に、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方の普及（いわゆるギグワーカー、クラウドワーカー等）。
- フリーランスを含む多様な働き方を、それぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。
- 一方で、実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著になる。

<参考>

- 実態調査（令和3年 内閣官房ほか）では、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。
- フリーランス・トラブル110番では、報酬の支払いに関する相談が多く寄せられているほか、ハラスメントなど就業環境に関する相談も寄せられている。

問題の要因

- 一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがある。
 - 例えば、①従業員がいない受注事業者は時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすい、②発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多い、といった事情があり、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなる等の形で現れ得る。
- ⇒ 「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。

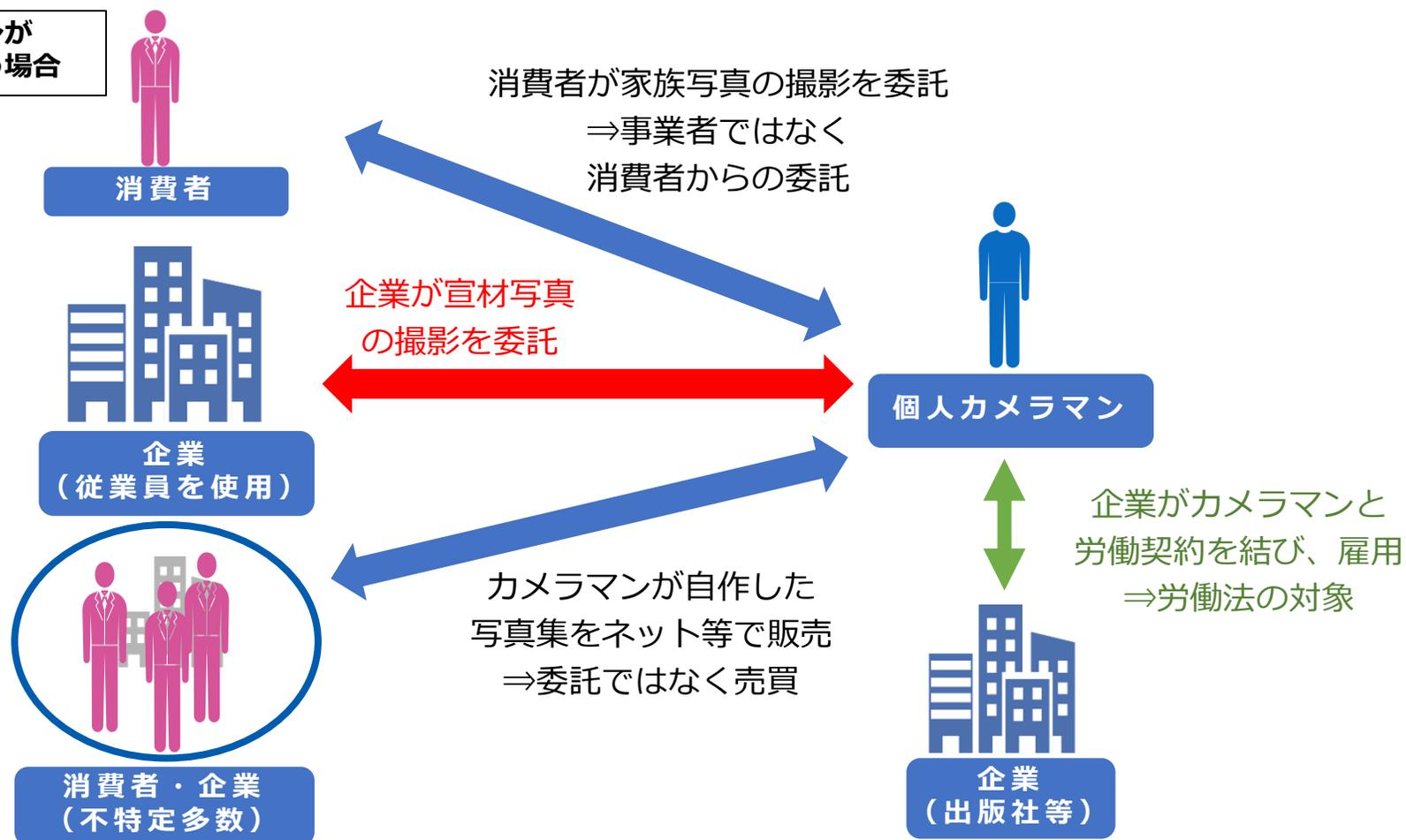
本法律での対応

- 事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける。
- それによって、フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る。

本法律の対象①

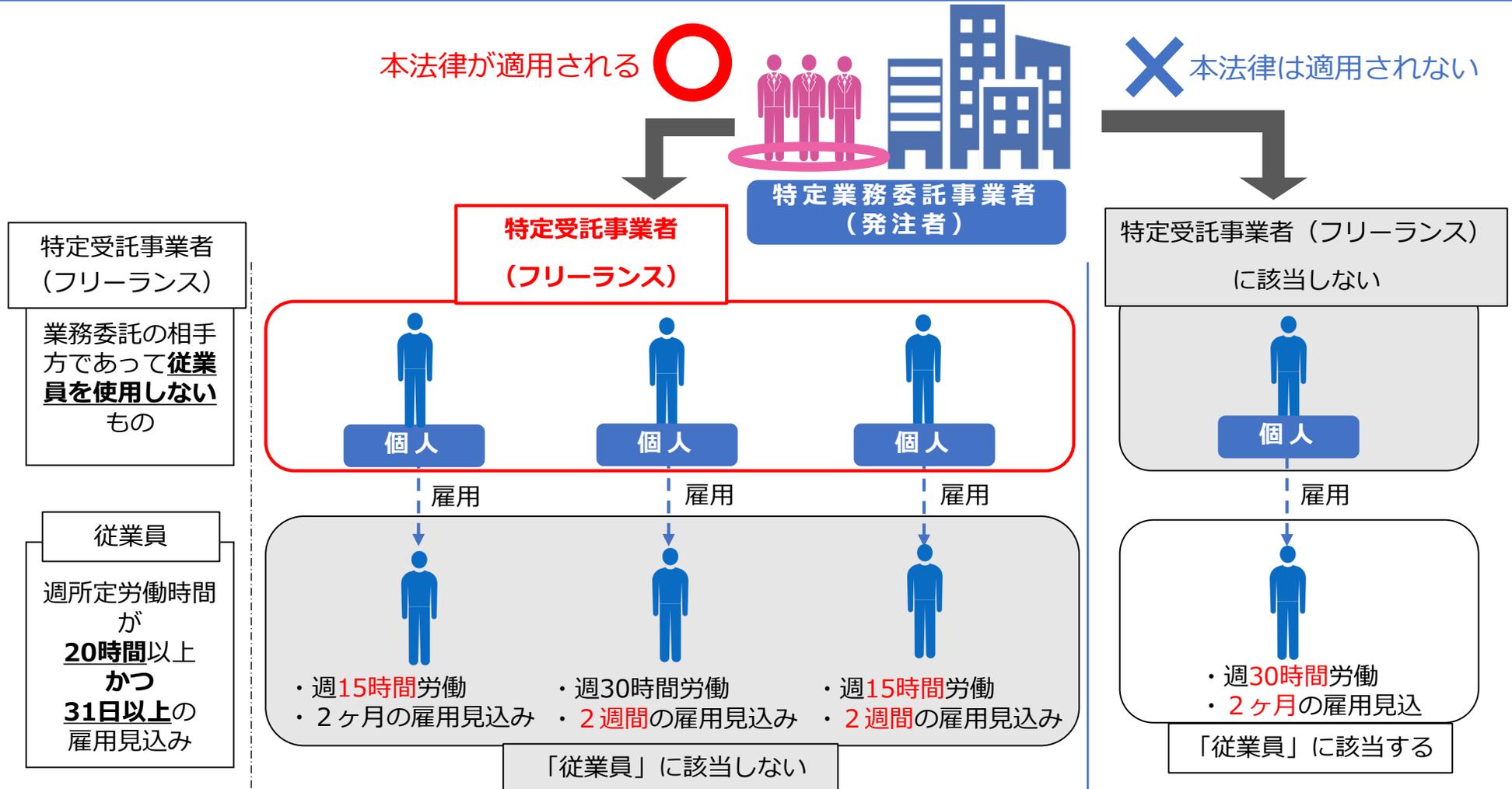
- 本法律は、（特定）業務委託事業者と特定受託事業者（いわゆるフリーランス）との間の「業務委託」に係る取引に適用される。
- 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者（フリーランス）に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する行為をいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容等を指定してその製造や作成・提供を依頼することをいう。
- つまり、**事業者間（BtoB）における委託取引**が対象であり、下の図の**赤い矢印の取引**が本法律の対象となる。

(例) 一人のカメラマンが
様々な仕事を行う場合

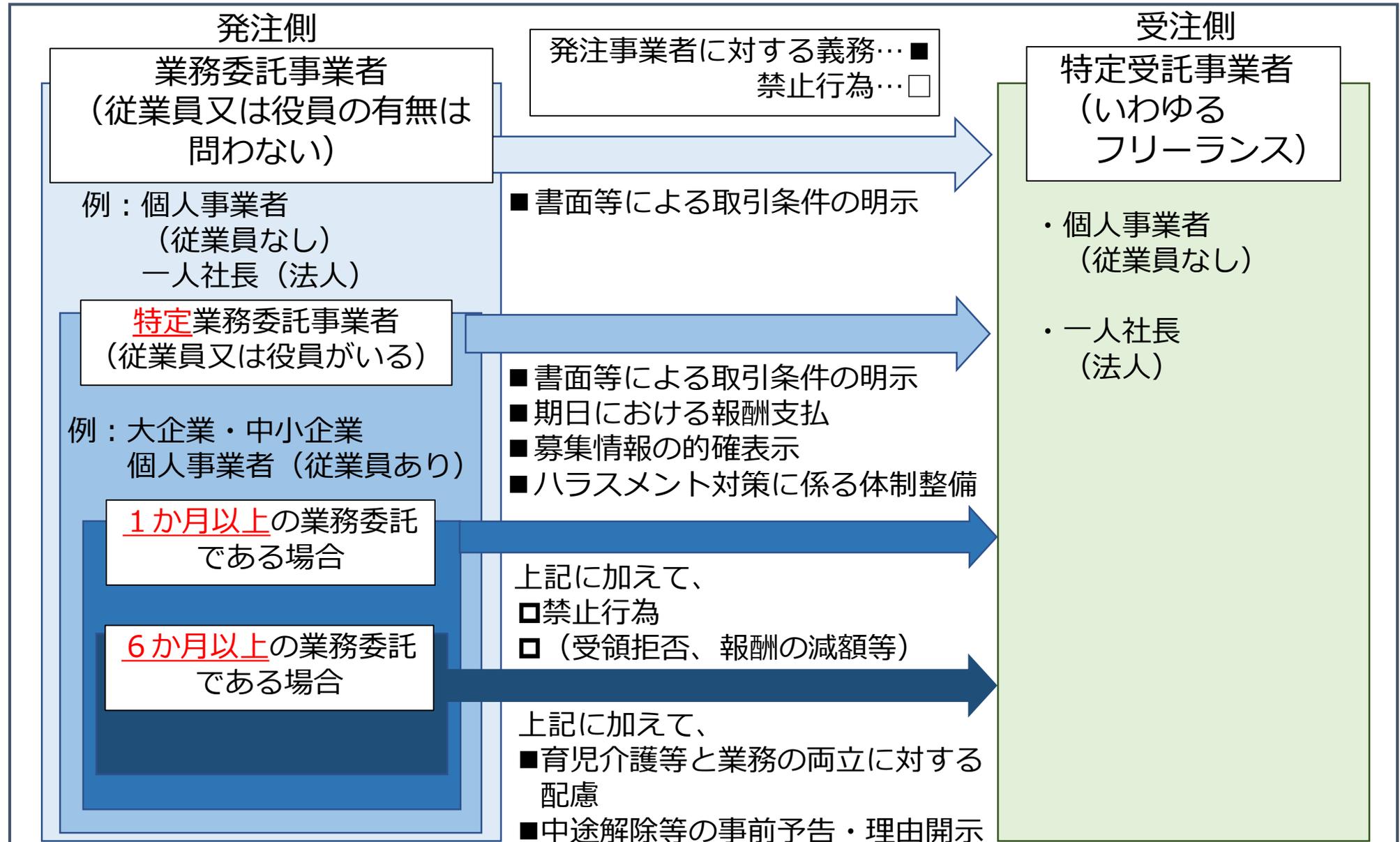


本法律の対象②

- 本法律は、**従業員を使用せず**一人の「個人」として業務委託を受ける特定受託事業者（フリーランス）と、**従業員を使用して**「組織」として業務委託をする特定業務委託事業者（発注者）との間の業務委託に係る取引に適用される。
- 「**従業員を使用**」とは、週所定労働時間が20時間以上かつ継続して31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することをいう。



事業者間の取引（業務委託）



取引条件の明示義務（3条）

▶ 業務委託事業者は、特定受託事業者（フリーランス）に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者（フリーランス）の**給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により明示**しなければならない。（3条1項）

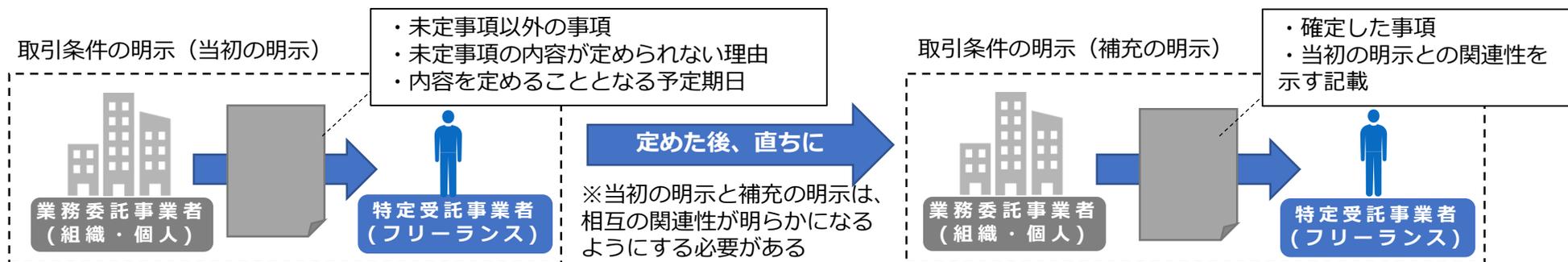
<明示すべき事項>

- ①業務委託事業者及び特定受託事業者（フリーランス）の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者（フリーランス）を識別できるもの
- ②業務委託をした日
- ③特定受託事業者（フリーランス）の給付（提供される役務）の内容
- ④特定受託事業者（フリーランス）の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等
- ⑤特定受託事業者（フリーランス）の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所
- ⑥特定受託事業者（フリーランス）の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦報酬の額
- ⑧支払期日
- ⑨現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項

▶ これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しない。この場合に、業務委託事業者は、未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項ただし書）

<「直ちに」の例外：未定事項がある場合の対応>

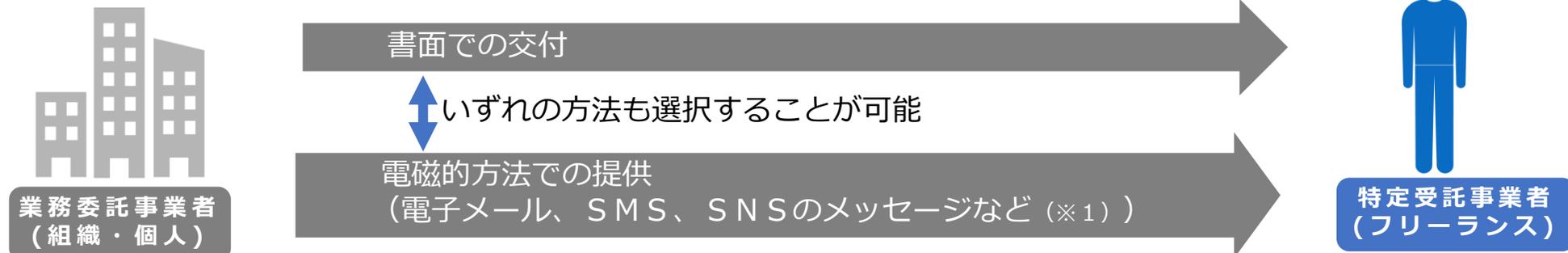
取引条件を明示する時点で未定事項がある場合には、未定事項以外の事項のほか、**未定事項の内容が定められない理由及び未定事項の内容を定めることとなる予定期日**を当初の明示として明示し、**定めた後は、直ちに、当該未定事項を特定受託事業者**に明示する補充の明示を行わなければならない。



取引条件の明示義務（3条）

- ▶ 業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者（フリーランス）から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければならない。（3条2項）
- ▶ 特定受託事業者（フリーランス）の保護に支障を生ずることがない場合は、この限りではない。（3条2項ただし書）

<明示の方法>



(※1) 許容される電磁的方法は、以下のとおり。

- ① 電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信により送信する方法
(例：電子メール、SMS、SNSのメッセージ機能等のうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるもの)
- ② 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに明示事項を記録したものを交付する方法
(例：電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を特定受託事業者に交付すること)

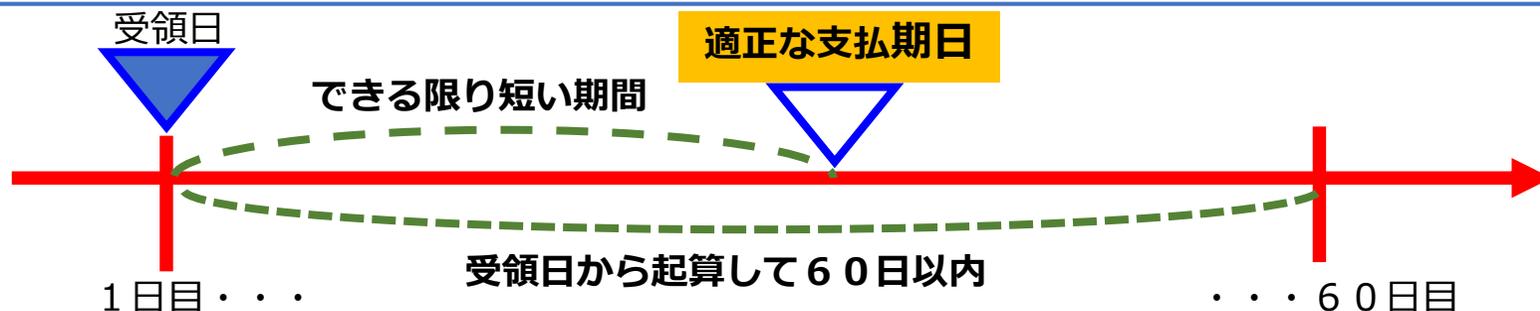
<特定受託事業者（フリーランス）の保護に支障を生ずることがない場合>

- (ア) 特定受託事業者（フリーランス）からの電磁的方法による提供の求めに応じて、明示をした場合
- (イ) 業務委託事業者により作成された定型約款を内容とする業務委託がインターネットのみを利用する方法により締結された契約に係るものであるとともに、当該定型約款がインターネットを利用して特定受託事業者（フリーランス）が閲覧することができる状態に置かれている場合
- (ウ) 既に書面の交付をしている場合

(※2) 明示事項が上記(ア)又は(イ)に該当する場合において、電子メール等により送信する方法により明示された後に、特定受託事業者（フリーランス）がその責めに帰すべき事由がないのに閲覧することができなくなったときを除く。

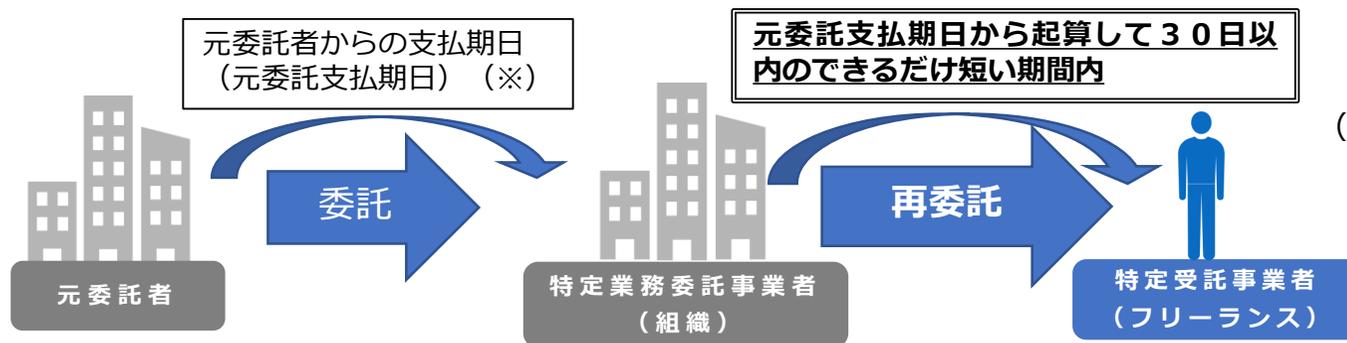
期日における報酬支払義務（4条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を**受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内**で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない。（4条1項・5項）
- ▶ 支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定される。（4条2項）
 - ①当事者間で支払期日を定めなかったとき ⇒ **物品等を実際に受領した日**
 - ②物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき ⇒ **受領した日から起算して60日を経過した日の前日**



- ▶ **（再委託の例外）**ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者（フリーランス）に再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって元委託者を識別できるもの及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、**元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内**で定めることができる。（4条3項）
- ▶ 再委託の例外で認められる支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者（フリーランス）に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。（4条6項）

（再委託の例外）



(※) 実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定期日

特定業務委託事業者の遵守事項（5条）①

- 特定受託事業者（フリーランス）との1か月以上の業務委託に関し、
以下①～⑤の行為（1項1～5号）をしてはならない。

（※）契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。



特定業務委託事業者
（組織）

減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく減じた場合は違反となる。

以下のような要素を総合考慮

- ① 対価の決定方法
- ② 差別的であるかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 給付に必要な原材料等の価格動向

業務委託



特定受託事業者
（フリーランス）

① 受領拒否

特定受託事業者（フリーランス）の責めに帰すべき事由なく給付の**受領を拒む**こと（1項1号）

② 報酬の減額

特定受託事業者（フリーランス）の責めに帰すべき事由なく業務委託時に定めた**報酬の額を減ずる**こと（1項2号）

③ 返品

特定受託事業者（フリーランス）の責めに帰すべき事由なく、給付を受領した後、その給付に係る物を**引き取らせる**こと（1項3号）

④ 買ったとき

特定受託事業者（フリーランス）の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて**著しく低い報酬の額を不当に定める**こと（1項4号）

⑤ 購入・利用強制

特定受託事業者（フリーランス）の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由なく**自己の指定する物の購入・役務の利用を強制する**こと（1項5号）

発注者の一方的都合により発注取消しをして受け取らないことも、受領拒否にあたる。

検査の有無を問わず、事実上、特定業務委託事業者の支配下に置けば、受領に該当し、以降は「返品」等の問題となる。（5条1項3号、2項2号）

特定業務委託事業者の遵守事項（5条）②

- 特定受託事業者（フリーランス）との1か月以上の業務委託に関し、
以下①～②の行為（2項1～2号）によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

（※）契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。



業務委託



特定受託事業者
（フリーランス）

① 不当な経済上の利益の提供要請
自己のために金銭、役務その他の**経済上の利益を提供させる**こと（2項1号）

② 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し
特定受託事業者（フリーランス）の責めに帰すべき事由なく、特定受託事業者の給付の**内容を変更させ**、又は特定受託事業者（フリーランス）の給付を受領した後若しくは特定受託事業者（フリーランス）から役務の提供を受けた後に給付を**やり直させる**こと（2項2号）

特定受託事業者（フリーランス）が作業に当たって負担する費用を負担せずに、一方的に発注を取り消すことも含まれる。

以下の場合に問題となる。

- ① 特定受託事業者（フリーランス）の直接の利益とならない場合
- ② 特定受託事業者（フリーランス）の利益との関係を明確にしないで提供させる場合

募集情報の的確表示義務（12条）

▶ 特定業務委託事業者は、**広告等（※1）**により**特定受託事業者（フリーランス）**の募集を行うときは、**その情報（※2）**について、

- ・ **虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず**、（12条1項）
- ・ **正確かつ最新の内容に保たなければならない**。（12条2項）

（※1）具体的には、①新聞、雑誌に掲載する広告、②文書の掲出・頒布、③書面の交付、④ファックス、⑤電子メール・メッセージアプリ等（メッセージ機能があるSNSを含む。）、⑥放送、有線放送等（テレビ、ラジオ、オンデマンド放送、ホームページ、クラウドソーシングサービスのプラットフォーム等）。

（※2）具体的には、①業務の内容、②業務に従事する場所・期間・時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除・不更新に関する事項、⑤特定受託事業者（フリーランス）の募集を行う者に関する事項。

広告等を活用して広く提供される募集情報

法が適用される

法違反となる例

- ・ 意図的に実際の報酬額よりも高い額を表示する。（虚偽表示）
- ・ 実際に募集を行う企業と別の企業の名称で募集する。（虚偽表示）
- ・ 報酬額の表示が、実際の報酬額等よりも高額であるかのように表示する。（誤解を生じさせる表示）
- ・ 既に募集を終了したにもかかわらず、削除せず表示し続ける。（古い情報の表示）

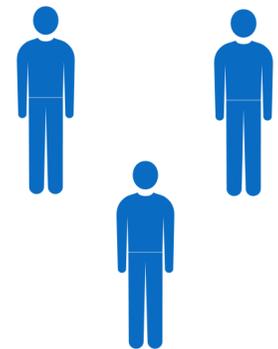
法違反とならない例

- ・ 当事者間の合意に基づき、広告等に掲載した募集情報から実際の契約条件を変更する。



特定業務委託事業者
（組織）

多数（2人以上）



特定受託事業者
（フリーランス）（※）

（※）業務委託に係る
契約締結前の者も含む。

特定個人との交渉において提示される募集情報

法が適用
されない

特定個人（1人）



特定受託事業者
（フリーランス）（※）

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）

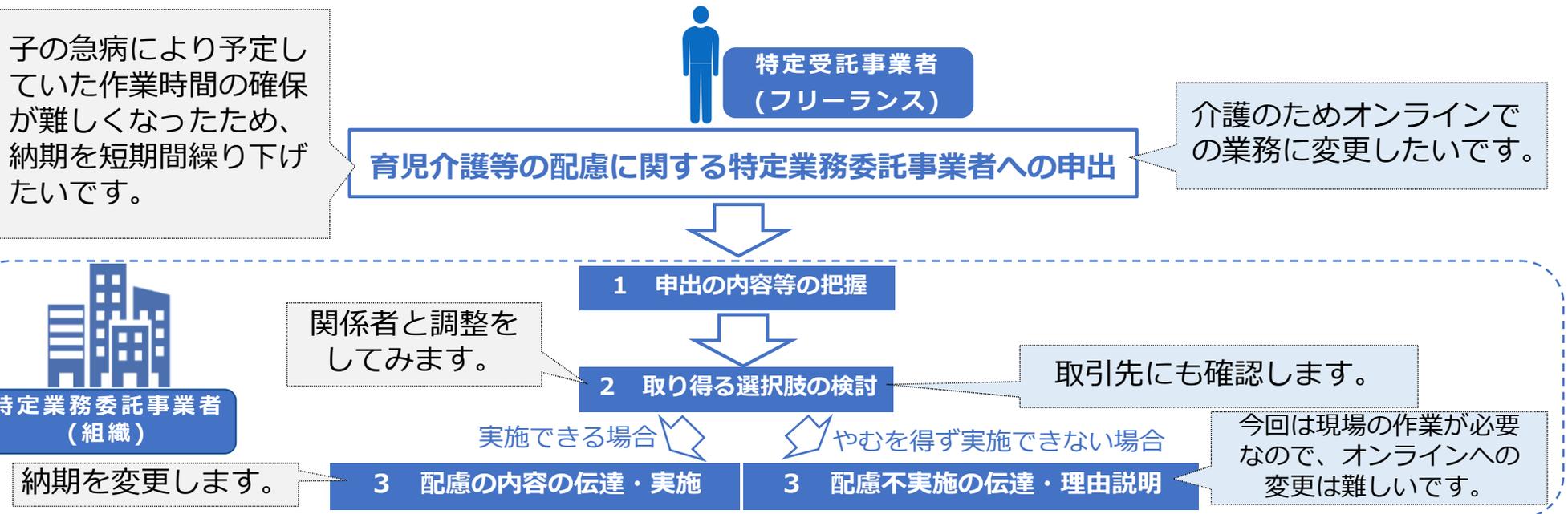
▶ 特定業務委託事業者は、**6か月以上の業務委託（※1）**について、**特定受託事業者（フリーランス）からの申出に応じて、特定受託事業者（フリーランス）が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。**
（13条1項）（※2、3）

▶ 特定業務委託事業者は、**6か月未満の業務委託について、特定受託事業者（フリーランス）からの申出に応じて、特定受託事業者（フリーランス）が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。**（13条2項）

（※1） 契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

（※2） 特定業務委託事業者は、特定受託事業者（フリーランス）からの申出の内容を把握した上で、配慮の内容を検討し、実施しなければならない。検討の結果、配慮をやむを得ず実施できない場合は、特定受託事業者（フリーランス）に対し、実施できない理由を説明する必要がある。

（※3） ①特定受託事業者（フリーランス）からの申出を阻害すること、②特定受託事業者（フリーランス）が申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由に契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」に該当する。



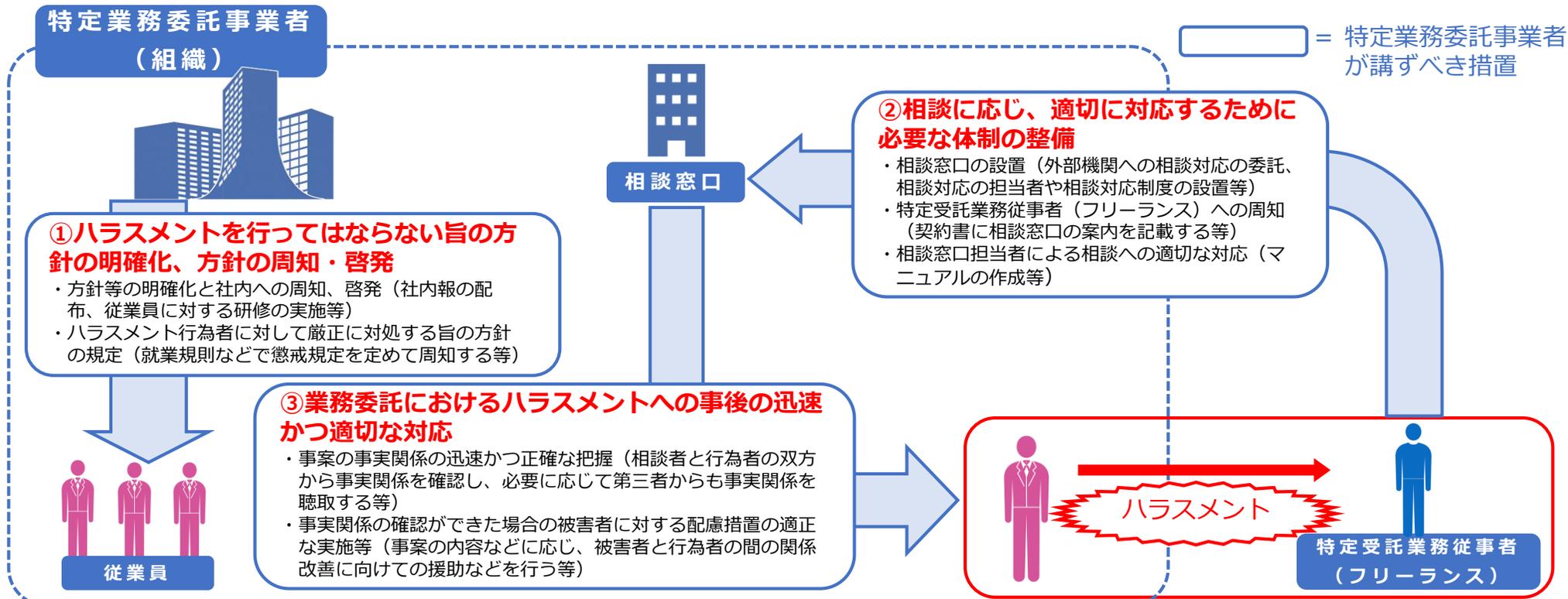
※なお、この配慮義務は、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者（フリーランス）の申出に応じて、対応を講じることを求めるものであり、取引を行う全ての特定受託事業者（フリーランス）の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではないことに留意が必要。

ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）

- ▶ 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託業務従事者（フリーランス）の就業環境を害することのないよう**相談対応のための体制整備その他の必要な措置（※2）を講じなければならない**。（14条1項）
- ▶ 特定業務委託事業者は、**特定受託業務従事者（フリーランス）がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない**。（14条2項）

（※1）業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント

（※2）特定業務委託事業者は下図の①～③の措置を講ずる必要がある。



※上図の①～③の対応にあたり、特定業務委託事業者が、雇用主として労働法に基づき講じている職場のハラスメント対策と同様であり、労働法に基づき整備した社内体制やツールを活用することも可能。

※①～③と併せ、(1)相談者・行為者などのプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、雇用する従業員や特定受託業務従事者（フリーランス）に周知することや、(2)特定受託業務従事者（フリーランス）が相談をしたこと・労働局などに対して申出をして適当な措置を求めたこと等を理由に契約の解除等の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者（フリーランス）に周知・啓発することを実施する必要がある。

中途解除等の事前予告・理由開示義務（16条）

▶ 特定業務委託事業者は、**6か月以上の期間行う業務委託（※1）に係る契約を中途解除したり、更新しない場合**には、特定受託事業者（フリーランス）に対し**少なくとも30日前までにその旨の予告をしなければならない**。（16条1項）（※2、3）

▶ 予告の日から契約満了までの間に、**特定受託事業者（フリーランス）が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合**には、特定業務委託事業者は、**これを開示しなければならない**。（16条2項）（※4）

（※1） 契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託も含む。

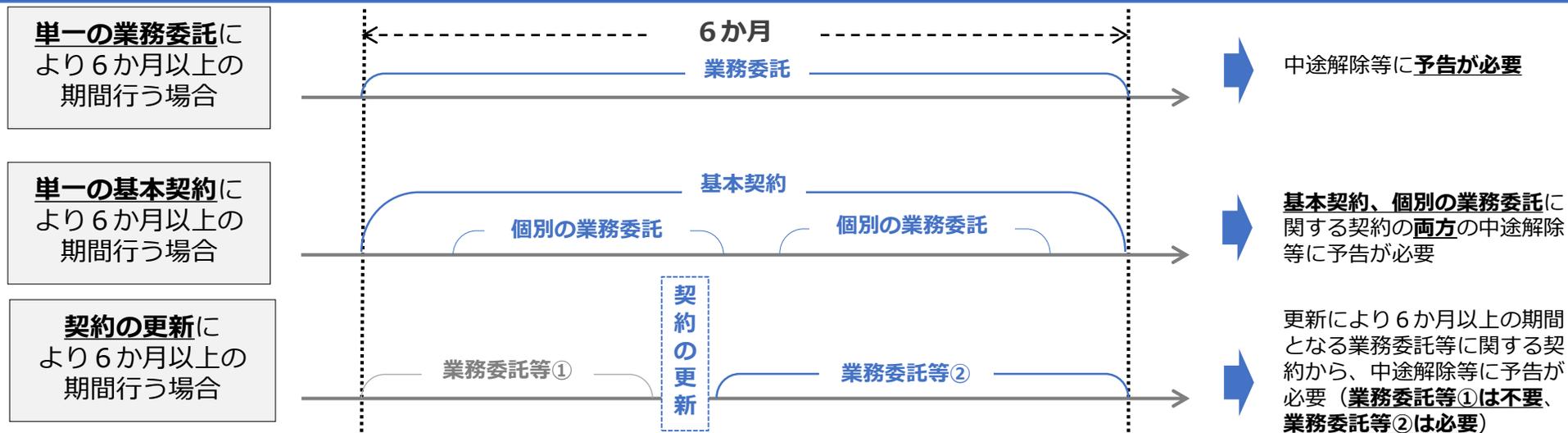
（※2） 次の①～⑤の例外事由に該当する場合は、予告は不要となる。

①災害などのやむを得ない事由により予告が困難な場合、②特定受託事業者（フリーランス）に再委託をした場合で、上流の事業者の契約解除などにより直ちに解除せざるを得ない場合、③業務委託の期間が30日以下など短期間である場合、④基本契約を締結している場合で、特定受託事業者（フリーランス）の事情で相当な期間、個別契約が締結されていない場合、⑤特定受託事業者（フリーランス）の責めに帰すべき事由がある場合

（※3） 契約の不更新とは、不更新をしようとする意思をもって当該状態になった場合をいい、例えば①切れ目なく契約の更新がなされている又はなされることが想定される場合であって、当該契約を更新しない場合や、②断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が特定受託事業者（フリーランス）との取引を停止するなど次の契約申込みを行わない場合が該当する。一方、例えば③業務委託の性質上一回限りであることが明らかである場合や、④断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合には、契約の不更新には該当しない。

（※4） ①第三者の利益を害するおそれがある場合又は②他の法令に違反することとなる場合には、理由の開示は不要となる。また、事前予告の例外事由に該当する場合も理由開示の請求対象にはならない。

（※5） 事前予告や理由開示は、①書面の交付、②ファクシミリ、③電子メール等のいずれかの方法で行う必要がある。



フリーランスからの相談（フリーランス・トラブル110番）

- フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、フリーランスが弁護士にワンストップで相談できる窓口として設置されている（令和2年11月～）。
 - 特定受託事業者（フリーランス）は、フリーランス・トラブル110番に相談を行い、アドバイスを受けることができる（※1、※2）。
- （※1）相談者が、本法律違反について行政の対応を求める場合等、相談の内容によっては必要に応じ、本法律の所管省庁への申出を案内する。
- （※2）その他、本法律において規定されていない部分など、本法律が適用されない取引上のトラブルについての特定受託事業者（フリーランス）からの相談にも対応している。本法律が適用されない取引上のトラブルとしては、例えば以下が想定される。
- ・発注者がフリーランスや消費者であるなど、特定業務委託事業者に当たらない場合（3条を除く）
 - ・相談の内容がフリーランスからの契約解除、発注事業者からの損害賠償請求など法に定めのない事項である場合

①法の適用があるトラブル （特定業務委託事業者の法違反が疑われる場合）

特定受託事業者が行政機関の対応を希望する場合に法所管省庁への申出の案内を行う。



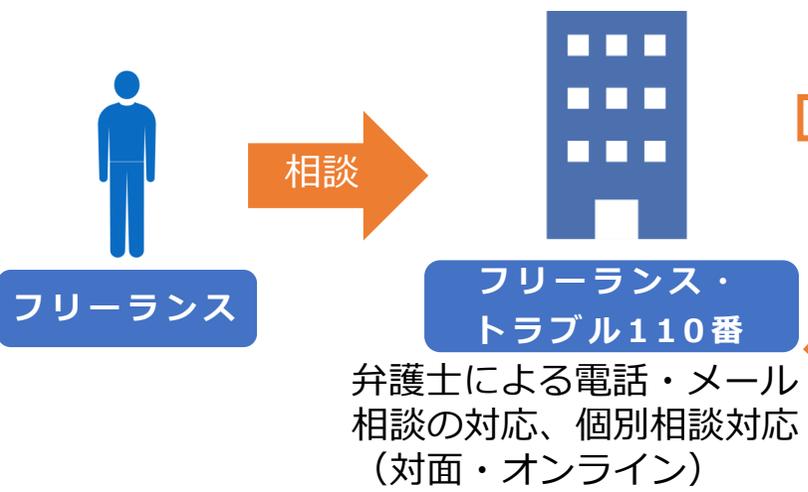
法所管省庁
（公正取引委員会、
中小企業庁、厚生労働省）

なお、フリーランス・トラブル110番に相談せずに、法所管省庁に対し申出することも可能。

②法が適用されない取引上のトラブル

相談者の希望に応じて、弁護士が相談者と相手方の話を聴いて和解あっせんを実施

フリーランス・
トラブル110番



<各種パンフレット>

特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット

ここからはじめる フリーランス・事業者間 取引適正化等法

令和6年11月1日施行



内閣官房

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

フリーランス^(※)の皆さまへ

(※)特定受託事業に従事する方

令和6年11月から 労災保険に特別加入できるようになります

(特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律の施行日から加入できます)

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等に対して、補償を受けられます。

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療に必要な給付や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

「フリーランス(特定受託事業者^{※1})が企業等(業務委託事業者^{※2})から業務委託を受けて行う事業(特定受託事業)」または「フリーランスが消費者(業務委託事業者以外の者)から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業」(他に特別加入可能な事業または作業を除く)が対象となります。

今回の対象業務について、このリーフレットでは「特定フリーランス事業」と言います。

- (※1) 特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの
- (※2) 業務委託を行う事業者

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

フリーランス、個人事業主などで

契約・お仕事上のトラブルに

お悩みの方へ

相談料
無料

相談から解決まで、
弁護士がワンストップでサポートします!

相談無料	秘密厳守	匿名相談可
対面・Web相談可	和解あっせん手続費用無料	

受付時間
9:30～16:30(土日祝日を除く)

こんなトラブル、私たちに**ご相談ください!**

あいまいな契約

報酬が明示されない状態での作業遂行口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。

報酬の未払い

報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし、結核後のクライアント会社の倒産、音信不通。

ハラスメント

精神的な攻撃や契約のない作業の請求、一方的な契約の解消などのパワハラ行為、セクハラ行為。

企業などの発注事業者からお仕事を受注する
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様のサポートします!

フリーランス・トラブル110番

運営事業者 第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房 公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

届先
〒100-0011 東京都千代田区有明1-4-1 日本橋本町ビル1001号

0120-532-110

通話無料 / 受付時間 9:30～16:30(土日祝日を除く)

help@freelance110.jp

対面やWeb(ビデオ通話)でもご相談を受け付けています。

公式サイトはコチラ
<https://freelance110.jp>

公式サイトでは法律関係の最新情報や相談の受け付け状況などを掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が委託して運営しています。

☆厚生労働省HP特設ページ

「フリーランスとして業務を行う方・
フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

厚労省 フリーランス **検索**

15

<本日のまとめ>

①書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面等により、直ちに、取引条件を明示すること

(業務内容、報酬の額、etc...)

②報酬支払期日の設定・期日内の支払い

発注した物品等を受け取った日から数えて
60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、
期日内に報酬を支払うこと

③禁止行為

フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、
7つの行為を禁止

(受取拒否、報酬の減額、etc...)

④募集情報の的確表示

広告等にフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、

- ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない
- ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならない



⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護等と業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない

(例) 子の急病による納期の変更

介護のために一部業務をオンラインに切り替え
等



⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

フリーランスに対するハラスメント行為に関し、必要な措置を講じること

(例) ハラスメントを行ってはならない旨の方針の周知・啓発
相談や苦情に適切に対応するための体制の整備 等

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、

- ・原則として30日前までに予告しなければならない
- ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には開示しなければならない

<相談先一覧>

○取引の適正化に関するもの（第3条、第4条、第5条、第6条第3項）

公正取引委員会 近畿中国四国事務所

06-6941-2206

（管轄区域：兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県）

又は 近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

06-6966-6037

（管轄区域：兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県）

○就業環境の整備に関するもの（第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項）

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

078-367-0820

○フリーランス・トラブル110番

0120-532-110（受付時間9:30～16:30 土日祝を除く）